

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和2年第3回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数14名中13名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 河野委員、12番 上原委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それではさっそく議事に入ります。議案第15号 農地利用最適化推進委員の承認について、事務局より説明願います。</p> <p>議案第15号、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>農地利用最適化推進委員の承認について審議を求めます。氏名          ■■■■ さん 生年月日 ■■■■■■■■■■、年齢 ■■■ 歳          住所 国東市国東町東堅来 ■■■■ 番地 組織は ■■■■ になります。</p>
事務局	<p>議案第15号についてご質疑等ございませんか。前任者である          ■■■■ さんが体調不良により辞任されてその代わりの方になります。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第15号 農地利用最適化推進委員の承認について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第15号については、全会一致で承認されました。</p> <p>ここで議事を中断いたしまして、■■■■ さんに委嘱状を交付した</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第15号については、全会一致で承認されました。</p> <p>ここで議事を中断いたしまして、■■■さんに委嘱状を交付したいと思います。なお、任期は前任者の残任期間であります、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間になります。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
<p>議長</p>	<p>では、引き続き議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請番号13番 土地の所在は、国東町東堅来字■■■■番■■、地目が田、面積は2061㎡。渡人は、国東町東堅来の■■■■さん、受人は、国東町東堅来の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため農地の管理ができなくなったため。受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号14番 土地の所在は、武蔵町糸原字■■■■番■■、地目が田、面積は140㎡です。外に田が3筆の合計4筆で3,963㎡となります。渡人は、北九州市の■■■■さん、受人は、武蔵町古市の■■■■です。申請事由は、渡人は、農地の管理が出来なくなったため、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号15番 土地の所在は、国見町竹田津字■■■■番■■、地目が畑、面積は689㎡です。渡人は、国見町竹田津の■■■■さん、受人は国見町竹田津の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、農地の管理が出来なくなったため処分する、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号16番 土地の所在は、国見町竹田津字■■■■番■■、地目が畑、面積は685㎡、外に畑が1筆の合計2筆で1,025㎡となります。渡人は、国見町竹田津の■■■■さん、受人は、国見町竹田津の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p>

次に申請番号17番 土地の所在は、国東町東堅来字■■■■番地■■、地目が田、面積は148㎡です。渡人は大分市の■■■■さん、受人は国東町東堅来の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住により管理できないためと、受人は経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号18番 土地の所在は、武蔵町古市字■■■■番、地目が田、面積は281㎡です。外に田が3筆、畑が3筆の合計7筆で1,511㎡となります。渡人は、武蔵町古市の■■■■さん、受人は、武蔵町糸原の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、空き家バンク登録のためと、受人は、空き家バンク購入のためとなっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号19番 土地の所在は、安岐町中園字■■■■番、地目が田、面積は2,368㎡です。渡人は、安岐町馬場の■■■■さん、受人は、安岐町中園の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、農地の維持管理ができないためと、受人は経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号20番 土地の所在は、安岐町糸永字■■■■番、地目は畑、面積は41㎡、外に畑が1筆、田が3筆の合計5筆で3,825㎡になります。渡人は、山口県岩国市の■■■■さんの遺言執行人■■■■さん、受人は、山口県岩国市の■■■■さんです。申請事由は、渡人、受人ともに、公正証書による遺言となっています。持ち分の3分の1のみ所有権の移転です。説明資料をご覧ください、遺言により、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんに3分の1ずつ遺贈されたものです。■■■■さんと■■■■さんは相続権があるため、農地法の許可は必要ありませんが、■■■■さんは相続権がないため、農地法施行規則第15条第1項第5号により農地法の許可が必要となるため申請を受け付けしました。

議 長

議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号13番から20番について、事務局より説明がありました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議 長

それでは、議案第16号 申請番号13番について承認される

<p>議 長</p>	<p>方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号13番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号14番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号14番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号15番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号15番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号16番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号16番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号17番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号17番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号18番について承認される方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号18番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号19番について承認される方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号19番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号20番について承認される方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号20番については、全会一致で承認されました。</p> <p>では次に議案第17号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定は、総数が117筆で139,961㎡、内訳としては、田が117筆です。</p> <p>新規設定は、50筆で65,219㎡、更新設定は、67筆で74,742㎡です。詳細につきましては、資料の6ページから11ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第17号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第17号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第17号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第18号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第18号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が22筆の24,697㎡で、内訳としてすべて田となります。詳細につきましては、資料の13ページから14ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第18号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第18号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第18号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第19号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号14番 土地の所在は、国東町東堅来字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は100㎡です。外に田が1筆の合計2筆で1,094㎡です。申請人は、国東町東堅来の [REDACTED] さんです。申請事由は、山地に隣接し山林の影になり作物ができない。現在杉とクヌギを植えている。資料を参照ください。</p>
議長	<p>議案第19号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 事務局より説明がありましたがご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、議案第19号 農地法の規定による</p>

非農地証明書の交付について 承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第19号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。

議 長

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....

